

いたした結果、原案をう。といたした次第であります。つぎよりしく御審議の上御可決の事。このこと御願ひ申し上ります。

議長(高橋千春) 二より委員長報告に対する原案を御願ひします。

(原案はしと御願ひあり)

議長(高橋千春) 二はく原案を御願ひします。おはかりいたします。議案第四十号は委員長報告の通り決すから御審議ありせんか。

(原案はしと御願ひあり)

議長(高橋千春) 御審議はしと決めます。よろしく議案第四十号は委員長報告の通り可決いたします。

休憩 午後一時五十五分

開議 午後二時三十五分

議長(高橋千春) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(高橋千春) 日程第一は議会の議決に付する契約及び財産の取得又は処分に関する条例案議案第四十一号を議題に供します。本件については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

十八番(石川信義) 御報告をいたしたもので委員長として審査報告をいたします。

(議案審査報告書御読)

本件は御承知の通り地方自治法の改正により、各地方自治体の公布施行に伴いまして新たに条例に定めようとするものについてであります。従いまして総務委員会といたしても御審議に審査をいたした結果、原案を可決すべきものと決定した次第でございます。よろしく御審議の上御可決の事をお願い申し上げます。

議長(高橋千春) 二より委員長報告に対する原案を御願ひします。

(原案はしと御願ひあり)

議長(高橋千春) 二はく原案を御願ひします。おはかりいたします。議案第四十

二、あは委員長報告の通り決す方に御異議ありませんか。

(異議なしで対応有り)

議長（新橋登）出席議決しと認めます。よつて議案第四十二号は委員長報告の通り可決いたしました。

一議事(省橋) 日程第三十 福生町消防団の部を改定するの条例案議案第
四十三号を議題に供します。本件につきは、総務委員会に審査を付託した所
り、そのご承認長から報告願います。

一、大審院の川信義一、川増力にあり、船務委員会の審査報告をいたします。

(鐵果番查報告書附誌)

本件については当初予算でも取れましたが、用員に対する報酬の増、用員と
 いう責務の大小ありにも現状に照われないのではなかつた、非労働や特別
 職の報酬額と比較検討しても、均衡がとれないといふやうな感じが、こ
 れに対して、増額するべきや否やといふ強い意見もあつたわけでござい
 ます。現

福生町議会

在の理事者の方としては、近く消防政の改正に伴い、本年度は設置するものと
はたふかりませんでしたが、近く消防水車の設置をいつの場合、用資や、消防
職員等の給与もあつたとして、用資報酬増額については、委員会としては強く要望
いたした次第でございます。又、好水増設の案、消防栓の増設についても、遂次
計画として、町内の財産を守るべく、住民に必要の事案で、さうするよう強く要
望してゐるものと存じます。ただ、申し上げました通り、いかに義務消防
とは言え、仲助勤料との差があまりにも遠く、さういふ点については特に
理事者に要望申し上げましたので、議会に於てお求めしても、今、本議の上で、お
願ひたいと思ひます。

ハ議長（高橋千春）ニハヨリ本委員報告ニ對する懷疑を有いたします。

(界議上の如きあり)

ハ議長ハ商榷春一ニハ之ヲ預報セシメ歸リたまはります。議長第四十三
号ハ春風長報の通り決まりに御覧願ひたまはります。

(昇議なしと仰るあり)

議長(前橋春) 中果議なしと仰る。よろしく議案第四号は委員長報告の通り可決いたしました。

議長(前橋春) 日程第三工種事務所監査委員条例の全部を改正する条例案議案第四号を議題に供します。本件については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

十八番(石川信義) 中果を受けましたので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

本件も地方自治法の一部を改正する法律第九号の公布施行に伴い種々の監査委員会条例第二号及び全部を改正する必要があるためであります。従いまして委員会として内容等を十分検討いたしまして、結論としては原案を可決した次第でございます。よろしく中果議事など御願いたします。

議長(前橋春) このより委員長報告に対する質疑を行います。

(昇議なしと仰るあり)

議長(前橋春) 二ふた質疑を各師いたします。おはかりいたします。議案第四号は委員長報告の通り決するに中果議ありとせんか。

(昇議なしと仰るあり)

議長(前橋春) 中果議なしと仰る。よろしく議案第四号は委員長報告の通り可決いたしました。

議長(前橋春) 日程第三工種事務所監査委員条例の全部を改正する条例案議案第四号を議題に供します。本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

二十番(中西虎藏) 議長より中果を受けましたので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

中果の通り本件も自治法の一部改正により昭和二十一年、第九号により

公報施行されたわけでも、是に甚く必要と感したわけでもありません。衆例の適用
 個所は柳井の公報化、レストハウスのありまして、柳井は効を奏して、も施設
 できたわけでもございまして、親光衆例を教習するの段階であり、親光施設と
 ともに、町民利用施設として、明記されたわけでもありません。春通会にございまして
 は、その見地から慎重審議をした結果、原案をうけたわけでもありませんので、議
 会に採択したとしても、今後審議願は原案通り即可決下さるようお願ひ申し上げ
 いたします。

議長（高橋亨春）二いより委員長報告に討ちの質疑を行います。

(畢議はしと呼ぶ者あり)

一、議事録を讀む。二、以て質疑を結了した事。おぼかりなします。議案第四、五、号は本園長報告の通り決するに御意見ありませんか。

（界議なしと好評あり）

議長省衛不登 州界議なしと認めず。よつて議案第四十五号は委員長報

告の通り可決いたしました。

一議長（前橋市）日程第三五福生町都市計画街路築造甚念金株例案議案第甲
方より議題に供しする。本件についておとしめて建設委員会に審査を付託して
御事のりて委員長より報告願います。

ハニ番(中田虎蔵) 仰留めありました。や、審査報告をいたします。

(議果審查報告書附部)

本件につきの審査経過を簡単に申し上りたいと存じます。この基金条
例は調査条例と同じく、改定を以て基き、改定する必要が生じたため、
基金の性質は都市施設としてゐる。又及び、その号線、通称稲生駅東
口の柳通り並に富貴通りとございますが、多くの中積立金として準備さ
れたわけでござります。当然都市計画施設として使用されるべし、この条例は明
確するわけでも、今後基金の運営面に拘束は自然強くなり、その条例に
おける保管し、入りの金額も四百万とござります。非難は今後の基礎となる

重要は基金でありまして、この内議員として又委員会として、その内は理事者としても慎重審議した結果としてたゞいふことになり、議会の内かいとしても慎重審議を願ひ、原案通り可決のんことをお願いし、審査報告を起ります。

議長(高橋千春) このより委員長報告に対するの質疑を行います。

(質疑はしとやめ有るあり)

議長(高橋千春) このにへ質疑を終結いたしました。おはかりいたします。議案第四十号は委員長報告の通り決すのへ御異議ありませんか。

(異議はしとやめ有るあり)

議長(高橋千春) 御異議はしと認めます。よつて議案第四十号は委員長報告の通り可決いたしました。

議長(高橋千春) 日経第三面福生町立学校改置案、議案第四十号を議題に供します。本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長か

ら報告願います。

十八番(石川信義) 御指カによりまして、委員会への審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

本件の内容と経過を申し上げます。地方自治法の二部を改正する法律昭和三十一年法律第廿七号の公布施行により条例を定める必要が生じたわけであります。従ひまして、委員会としてしましては内容等を十分調査検討をいたしました結果、原案を可決すべきものと決定した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長(高橋千春) このより委員長報告に対するの質疑を行います。

(異議はしとやめ有るあり)

議長(高橋千春) このにへ質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第四十号は委員長報告の通り決すのへ御異議ありませんか。

(異議はしとやめ有るあり)

一橋長(高橋千春) 御界議かしと認め奉る。さうく議案第四(六)条は委員長報
告の通り可決いたしました。

議案（高橋正春）日程第三十九番「衛生組合規約の一部を改正する規約案」議案第四十八番を議題に供し、本件について厚生委員会に審査を付託し、ゆりまののち委員から報告願ひます。

八ヶ岳(村野弘) 調査報告を附増のりより送らせていただきます。

(議案審查報告書附誌)

本件に関しましての経過を簡単に報告いたします。この西宮市衛生組合に於
 きまして、人芥焼知施設を作りたいという事や、三羽の合意を得たばかり
 の規約によると、第条に「尿処理場」とあり、尿のやを扱うものを尿
 物処理施設の建設に改めたいというものでございます。現に第条に「尿物」と定
 義がなっておりまして、その中に、尿焼又は尿灰が主体とあるわけですが、
 これを尿物処理施設の建設という事にいたします。その中の尿処理のものは
 けや、委員会として決めた次第でございます。簡単にその報告を終わらせ
 ていただきます。

一、議長（南橋下春）二、より委員長報告に対する質疑を行ひます。

(異議なしとすなり)

議事録(一) 二のつて質疑を述べた。切はかりたい。議案第四十八号は委員長報告通り決すから御賛成ありやんか。

(一) 異議なしと呼ぶ者あり

議長（高橋平吉） 御異議なしと認めます。よう議案第四十八号は否決（長久）

ハ議長(商橋平春)日務第三十次臨時地方自治團整備工事契約のついて議案第一
五十二号を議題に供します。本件については新庁舎並に校舎建設物別委員会
に調査を付託してありまうので委員長から報告願います。

二十番天々保部 明僧如成ありしに之を審直親告を行ふ事。

一日も早く実現するよう要望いたしたわけでございますのでよろしく御
議願います。

議長(前橋幸春) 二つより委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑はしと見ゆ者あり)

請願

議長(前橋幸春) 二つより質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案第一号
は委員長報告の通り決すから御異議ありませんか。

(異議なしと見ゆ者あり)

議長(前橋幸春) 御異議なしと認めます。よって請願第一号は委員長報告の固
り可決いたしました。

議長(前橋幸春) 日替り多人数地区道路舗装排水施設に関する請願書請願第二
号も議題に供します。本件については建設委員会に審査を付託して取りま
すので委員長から報告願います。

議長(前橋幸春) 御報告がありましたので請願第二号については審査報告をいた

福生町議会



します。仲方は志茂地区道路舗装排水施設に関する請願書請願第二号
でございます。委員会付託日は昭和三十九年三月十四日第百四十四回臨時議会で決ま
りました。第二日目の建設委員会に付託した。委員会開催日は昭和三十九年三月二
十三日午前九時。本委員会に付託した。請願は慎重審査の結果、意見を
付して採決の上執行機関に送付すべきものと決定いたしました。意見として
本請願の主旨をうとるわけの、処置としては敷砂利路により路面補修を施
し、防衛道路の町道三番三又分岐の工事完成後、可成り迅速やかに施行さしめ
よう要望する。以上でございます。この件はつづいてても金沢現地を視察いたし
まして、理事者の工事のあり方の説明も聞き、審議したわけでございます。町道三番
三又分岐はすべて手算に基づき、舗装といふのと見ておられる。地形の
関係から排水がございまして、砂利を下の路面の舗装をやわらぐ事で委員会
としては採決したわけでございます。又請願中に工事費負担という地元との協
力の趣意がござりますか。これは町でやるものか、当然である。趣意は十分

